

# ジャカルタ ジャパン クラブ 会則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本クラブを、ジャカルタ ジャパン クラブ(英文では THE JAKARTA JAPAN CLUB) と称する。

### (目 的)

第2条 1 本クラブは、

- (1) インドネシアにおける日本企業団体の共同社会を基盤とした諸活動を実施し、商工業の総合的な改善発達を図る。
- (2) 会員相互の親睦及び日本・インドネシア両国の親善、文化交流を図る。
- (3) この目的のために、以下のような事業を行う。
  - a) インドネシアにおける日系企業の商工会議所として行動する。
  - b) インドネシアにおける投資環境の改善のためにインドネシア政府に対して提案、助言、提言および/または意見を具申する。
  - c) 日本とインドネシアの文化交流および/または経済協力に資する施設の設立、開発および維持、出版物の発刊を実施する。
  - d) 懇親会、講演会、研究会、ワークショップ、スポーツおよび芸術活動、レクリエーション活動ならびに非営利およびその他の非政治活動を実施する。
  - e) インドネシアにおける非営利活動および慈善活動に参画する。
  - f) 日本とインドネシアとの関係を強化するまたは緊密にするために、国内または海外の機関または組織と関係を構築するまたは比較研究を実施する。
  - g) 理事会が隨時定める団体の意図および目的に沿ったその他の活動を実施する。

2 本クラブは、営利を目的としない。また特定の個人或いは法人、その他の団体の利益を目的とした事業は行わない。本クラブは、政治には関与しない。

### (構 成)

第3条 本クラブの機構は、法人部会、個人部会、調査部会、広報文化部会、東部エリア部会及び会計監事を以って構成する。

- (1) 法人部会は、法人部会員を以て構成し、第2章に則り活動する。
- (2) 個人部会は、個人部会員を以て構成し、第3章に則り活動する。
- (3) 調査部会は、調査部会長が法人部会員の中から指名した会員で構成し、経済に関する調査、研究、情報収集を行い会員に提供する。
- (4) 広報文化部会は、広報文化部会長が法人部会員の中から指名した会員で構成し、当クラブで広報活動及び文化交流活動を行う。
- (5) 東部エリア部会は、東部エリア部会長が指名した会員で構成し、同エリアにおいて会則第2条(目的)に定めた活動の一部を実施する。
- (6) 会計監事は、本クラブの会計を監査する。

なお、本クラブは、本クラブ業務執行を補佐する為、又は、特定の事業活動に従事する為、もしくは、特定の問題に關し調査、立案、研究を行う為に、理事会の決定により、別に委員会・協議会等を設けることができる。委員会・協議会等の組織並びに運営方法は理事会において決定する。

(会員)

第4条 本クラブの会員は、法人部会員及び個人部会員とし、その資格、権利、義務等については、それぞれ第2章及び第3章でこれを定めるものとする。

(事務所)

第5条 本クラブの事務所はインドネシア内に置く。

(会員総会)

第6条 (1) 本クラブは、会員総会を以て最高決議機関とする。  
(2) 会員総会は、法人部会員と個人部会員で構成し、各々一箇の議決権を有する。  
なお、複数の役職を兼務する場合も、その者の有する議決権は一つとする。  
但し、第2章第20条(4)の準会員は除外する。  
(3) 会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は毎年1回9月末までに、臨時会員総会は理事長又は理事会が必要と認める時、もしくは会員総会構成員総数の1/5以上の要求があった時、理事長がこれを招集する。  
(4) 会員総会は、その構成員総数の半数以上の出席、あるいは委任状によって成立し、議決は出席者の2/3以上の賛成を必要とする。  
(5) 次に掲げる事項は会員総会の議決もしくは承認を必要とする。  
a) 会則の変更  
b) 解散  
c) 予算及び決算  
d) その他、第2章又は第3章で定められた会員総会承認事項

(理事会)

第7条 (1) 理事会は、理事、名誉顧問、参与、顧問を以て構成する。  
(2) 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とし、定時理事会は、原則として毎月1回、臨時理事会は、理事長が必要と認めた時、もしくは理事の1/3以上の要求があった時、理事長がこれを召集する。  
(3) 理事会は、理事の2/3以上の出席又は委任状によって成立し、議決は、代理出席者の意見も尊重しつつ、出席理事の過半数を必要とする。なお、複数の役職を兼務する場合も、その者の有する議決権は一つとする。  
(4) 理事会は、下記事項の任に当たる。  
a) 会員総会付議事項の審議  
b) 参与を除く役員の選任及び解任。但し解任にあたっては、出席理事の3/4以上の同意を必要とする。  
c) 事業計画の作成及び執行  
d) 顧問の委嘱及び解嘱  
e) その他、本クラブの運営に係わる諸事項

- f) 法人部会の入会承認及び除名。但し除名にあたっては、出席理事の 3/4 以上の同意を必要とする。
- (5) 名誉顧問、顧問は理事会における議決権、選挙権及び被選挙権を有しない。
- (6) 本クラブは理事会を補佐する目的の運営委員会を置く。運営委員会の委員は、直近 10 年以内の理事長企業・団体、当該年度の個人部会長企業・団体及び調査部会長企業・団体のそれぞれに常駐する日本国籍を有する者（日本国籍を有した者を含む）もしくは日本の永住権を有する者から理事長が選出する。委員長は当該年度の理事長企業・団体、副委員長は当該年度の副理事長会社に所属する者とする。同委員会は、理事会で審議・決定する諸事項の事前協議や、その他の本クラブ全体の運営等についての協議・決定を行う。

(理 事)

- 第 8 条 (1) 理事は、45 名以内とし、理事会にて選任される。
- (2) 理事の任期は、原則として、選任された理事会から次の定時会員総会迄とする。理事は再任されることができる。
- (3) 理事の任期は、原則として、選任された定時会員総会から翌年の定時会員総会迄とする。理事は再選されることができる。

(役 員)

- 第 9 条 (1) 本クラブに次の役員を置く。
- a) 理事長 1 名
  - b) 副理事長（兼）法人部会長 1 名
  - c) 個人部会長 1 名
  - d) 調査部会長 1 名
  - e) 広報文化部会長 1 名
  - f) 東部エリア部会長 1 名
  - g) 会計監事
  - h) 参与
  - i) 特命事項担当理事 若干名
- (2) 理事長は、理事の互選により選任されるものとする。
- (3) 理事長・参与を除く役員は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得て選任されるものとする。
- (4) 理事長は、本クラブを代表し業務を総括する。理事長は、必要に応じ、職務執行を補佐する為に、役員で構成する役員会を招集することができる。
- (5) 副理事長は理事長不在の場合等、理事長を代行する。
- (6) 部会長はそれぞれの部会を総括し、理事長を補佐する。
- (7) 会計監事は本クラブの会計を監査する。

(役員の任期)

- 第 10 条 参与を除く役員の任期は、原則として、選任された理事会から次の定時会員総会終了の時

迄とする。役員は再任されることがある。

(名譽顧問)

第 11 条 本クラブは、在インドネシア日本国特命全権大使、公使（経済部長）、領事部長を名譽顧問に委嘱する。

(参与)

第 12 条 理事長は、任期終了後、引き続きジャカルタに残留する期間、参与として本クラブの運営に関し諮問に応じ、本クラブの発展に寄与するものとする

(顧問)

第 13 条 理事会が必要と認める場合、期間を定めて、理事長の推薦する個人を顧問に委嘱することができる。

(事務局)

第 14 条 (1) 本クラブの事務所内に事務局を置く。  
(2) 事務局は本クラブ運営にかかる事務を行う。  
(3) 事務局長は理事長がこれを指名する。  
(4) 事務局長は事務局を総括する。

(入会金・会費)

第 15 条 本クラブの運営資金は、入会金、会費及び寄付金によるものとし、入会金及び会費の額は、本クラブ会員総会で決定するものとする。但し、名譽顧問並びに顧問については、入会金、会費を徴収しない。

(無報酬)

第 16 条 本クラブの役員、理事、参与、顧問は、その任期中に行う役務に対し、如何なる報酬も受けない。

(会計)

第 17 条 (1) 本クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。  
(2) 本クラブの収支報告書、並びに財産目録は、毎会計年度終了後、会計監事の監査を受けた上、会員総会の承認を得なければならない。

(解散)

第 18 条 (1) 本クラブは次の理由により解散することができる。  
a) 会員総会において解散が議決されたとき。  
b) インドネシア政府、又はジャカルタ特別州より解散命令が出されたとき。  
(2) 本クラブの解散に際し、負債を返済した後、なお余剰資金がある場合は、本クラブは、本クラブの目的に沿う慈善事業に寄付するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第 19 条 本クラブの個人情報の取り扱いは、別途定める「THE JAKARTA JAPAN CLUB の個人情報保護方針」に記載のとおりとする。

## 第 2 章 法人部会

(会 員)

第 20 条 法人部会は、次の法人部会員を以て構成する。

- (1) インドネシア内に支店、営業所、駐在員事務所、連絡員事務所を有する日本法人。
- (2) インドネシアへの直接投資を行うか、或いはインドネシアに合弁事業を有し、インドネシア内に事務所を有する日系企業の日本国籍を有する者（日本国籍を有した者を含む）及び日本の永住権を有する者（この場合は、当人の所属する日本法人、又は合弁企業のいずれかの名において加入するものとする）。
- (3) インドネシアに法人を有する日本人で、ジャカルタ及びその近郊に常駐する事業主（この場合は、法人の名において加入するものとする）。
- (4) また、以下のものを準会員とする。
  - a) インドネシア内に事務所を有しない日本法人
  - b) 日本人もしくは日本語でのコミュニケーションが支障なく取れる常勤の社員が所属しているインドネシア法人

なお、準会員は、総会や理事会、商品グループ、委員会等における議決権、選挙権、被選挙権は有さない。

(入 会)

第 21 条 (1) 法人部会への入会は、法人部会員 2 社の推薦を必要とする。但し、インドネシア法人（第 19 条(4)b)）は、推薦 2 社のうち、1 社は、所属を希望する商品グループの代表理事 1 名からの推薦とする。代表理事は当該商品グループ内で協議・合意を経たうえで推薦する。

(2) 入会は、所定の用紙を用い、法人部会長に申請し、本クラブ理事会の承認を得なければならない。

(商品グループ)

第 22 条 (1) 法人部会には、次の商品グループを置く。

- a) 商社グループ
- b) 電子・電機グループ
- c) 自動車グループ
- d) 機械グループ
- e) 金属グループ
- f) 運輸グループ
- g) 金融保険グループ
- h) 生活用品グループ
- i) 燃料グループ
- j) 農林水産グループ

- k) 化学品合樹グループ
  - l) 建設不動産グループ
  - m) 繊維グループ
  - n) サービス業グループ
  - o) 公的団体グループ
- (2) 各商品グループは、本クラブの目的達成の為、定期的に会合を開き、理事会報告、或いは商品グループ内の情報交換を行うものとする。
- (3) 商品グループの新設、改廃は、本クラブ理事会において決定する。

(投資環境改善の為の委員会等)

第 23 条 在インドネシア日系企業の経済活動環境の改善を含め、本クラブの目的を実現する為に、法人部会に、必要に応じて委員会等を設けることができる。委員会等の目的・名称・構成・設置期限等は本クラブ理事会で定めるものとする。

(退会及び除名)

- 第 24 条 (1) 法人部会員は、所定の用紙を用い、法人部会長に届出することにより、退会することができる。
- (2) 法人部会長は、次の場合、本クラブ理事会の承認を得て、法人部会員を除名することができる。
- a) 会員の行為が、本会則に反し、会員として不適当と認めた場合。
  - b) 会員の行為が、本クラブの名誉を著しく傷つけ、或いは、本クラブに損害をかけた場合。
  - c) 法人部会費の滞納が 6 ヶ月以上に及ぶ場合。
- (3) 退会或いは、除名された場合、前納会費は返却しない。

(権利・義務)

- 第 25 条 法人部会員は、次の権利、義務を有する。但し、第 19 条 (4) 但し書きによる準会員は本条(2) に定める権利を有しない。
- (1) 希望する商品グループに入会することができる。
  - (2) 商品グループの推薦を受け、本クラブ理事に選任されることがある。
  - (3) 所定の手続きを経て、本クラブの施設を利用することができる。
  - (4) 本クラブ理事会議事録、及び資料の提供を受けることができる。
  - (5) 法人部会の決算報告を受ける権利を有する。
  - (6) 本会則、並びに本クラブ会員総会、理事会の議決事項を遵守しなければならない。

(会費)

- 第 26 条 法人部会員は、原則として事務局からの請求に基づき、原則として 1 年度分の会費を前納しなければならない。但し、希望により 6 ヶ月分の会費を毎年 4 月と 10 月に分割して納めることもできる。

(法人部会長及び副部会長)

- 第 27 条 (1) 法人部会長は、本クラブ理事会において選任された副理事長がその任に当たる。
- (2) 法人部会長は、必要に応じ、本クラブ理事の中から、理事長と協議の上、法人部会副部会長をおくことができる。
- (3) 法人部会長は、法人部会を総括し、副部会長は法人部会長を補佐する。
- (4) 法人部会長、副部会長の任期は、選任後の次の定時会員総会終了の時迄とする。  
但し、再任を妨げない。

(理事候補の選出手続き)

- 第 28 条 第 8 条に定められた、本クラブ理事選任の為の候補選出は、次の方法による。
- (1) 理事候補は、法人部会員の所属する商品グループ毎に、法人部会員の代表者の中から選出される。
- (2) 理事の総定数は第 8 条に定める通りであるが、商品グループ毎の理事候補の数は、理事会において、これを決定する。
- (3) 法人部会員は、予め登録した、主として所属する、一商品グループにおいてのみ、理事候補選出権、及び被選出権を有するものとする。

### 第 3 章 個人部会

(構 成)

- 第 29 条 (1) 個人部会には、必要に応じて部及び委員会を置くことができる。
- a) 運動部
  - b) 文化部
  - c) 総務部
  - d) 図書委員会
  - e) 広報・ボランティア委員会
- (2) 上記、部及び委員会の長は、評議員がこれに当たるものとする。
- (3) 部或いは委員会の新設、ならびに改廃は評議員会において決定する。

(会 員)

- 第 30 条 (1) 個人部会は、原則としてインドネシア内に在住する以下の者を以て構成する。
- a) 満 18 歳以上の日本国籍を有する者（日本国籍を有した者を含む）及び日本の永住権を有する者
  - b) a) の配偶者
  - c) 会員の子女（ただし最低 1 名の保護者が個人部会員であること）
  - d) 上記に準ずる者
- (2) 個人部会への入会資格に疑義がある場合は、評議員会による議決を経てその取扱いを決定する。

(入 会)

- 第 31 条 入会の申込みは、入会資格者が所定の手続きにより行う。

(退 会)

第32条 1.個人部会員は、次の場合、会員資格を失う。

(1) 帰国、若しくは転出

(2) 書面による退会の申出

但し、資格を失った場合、原則としてその前納会費は返却しない。

2.入退会に伴う事務手続きは事務局がこれを行う。

#### (除名)

第33条 個人部会員は、次の場合、評議員会の議決により除名される。ただし、理事会の承認を要す。

(1) 本部会の名誉を著しく傷つけた場合

(2) その他、評議員会において、会員として不適当と認められた場合

但し、資格を失った場合、原則としてその前納会費は返却しない。

#### (権利・義務)

第34条 個人部会員は、次の権利、義務を有する。

(1) 希望する部、委員会に入会することができる。

(2) 部、委員会を代表して、評議員に専任されることができる。

(3) 所定の手続きを経て、本クラブ所有の施設を利用することができる。

(4) 個人部会の決算報告を受ける権利を有する。

(5) 本会則、ならびに本クラブ会員総会、理事会、評議員会の決議事項を遵守しなければならない。

#### (会費)

第35条 個人部会員は、窓口、銀行振込またはそれに準ずる方法により、会費を支払わなければならぬ。

#### (個人部会長・副部会長)

第36条 (1) 個人部会長の選出は、本会則第9条による。

(2) 個人部会長は、理事長と協議の上、必要に応じ個人部会副部会長を置くことができる。

(3) 個人部会長は、個人部会を総括し、個人副部会長は個人部会長を補佐する。

(4) 個人部会長、個人副部会長の任期は、原則として選任後、最初に開催される定時会員総会終了の時までとする。

#### (評議員)

第37条 (1) 評議員は、定員15名以内とし、第28条に定める各部及び委員会の長ならびに前部会長、前総務部長、その他個人部会長が必要と認める者とし、個人部会長がこれを任命する。

(2) 評議員の任期は、原則として、任命された時から次の定時会員総会終了迄とする。  
評議員は再任されることができる。

(3) 評議員の欠員が生じた場合は個人部会長が指名する。但し、任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員会)

- 第 38 条 (1) 評議員会は、個人部会長、個人部会副部会長並びに評議員を以て構成する。
- (2) 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とし、定時評議員会は、原則として毎月 1 回、臨時評議員会は、個人部会長が必要と認めたとき、若しくは、評議員の 1/4 以上の要求があったとき、個人部会長がこれを招集する。
- (3) 評議員会は、評議員総数の 1/2 以上の出席によって成立し、議決は出席評議員の過半数の同意を必要とする。なお、複数の役職を兼務する場合も、その者の有する議決権は一つとする。
- (4) 評議員会は、下記の事項の任に当たる。
- a) 個人部会に係る理事会付議事項の審議
  - b) 個人部会の各種行事の企画、実施
  - c) その他、個人部会の運営に必要とされる事項

(禁止事項)

- 第 39 条 会員は、個人部会の施設及び資金を次のために使用してはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 個人の営利とみなされる行為
- (3) その他、評議員会で不適当と認められた行為

附 則

この会則は、2010 年 12 月 2 日から実施する。

2012 年 4 月 17 日、第 11 条を改定

2014 年 4 月 17 日、第 29 条を改定

2018 年 4 月 19 日、第 29 条第 1 項、第 34 条を改定

2025 年 5 月 22 日、第 3 条第 5 項、第 9 条を改定

2025 年 11 月 27 日、第 2 条、3 条、5 条、6 条、7 条、8 条、9 条、10 条、13 条、15 条、16 条、19 条 (追加、以降条項番号がそれぞれ繰り下げ)、20 条、21 条、27 条、29 条、30 条、31 条、32 条、33 条、34 条、35 条、36 条、37 条、38 条、39 条を改定、即時適用。但し、29 条以降の個人部会部分の改定内容の適用開始は 2026 年 4 月より。